

第 64 回大阪市港湾審議会議事録

平成 29 年 5 月 11 日

大阪市港湾局

目 次

1. 開催日時	1
2. 開催場所	1
3. 審議会次第	1
4. 出席委員	2
5. 審議経過	3
附属資料	18
1. 諮問書	18
2. 答申書	20

1. 開催日時

平成 29 年 5 月 11 日 (木)

開会 15 時 00 分

閉会 15 時 43 分

2. 開催場所

大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市役所屋上階 P1 共通会議室

3. 審議会次第

(1) 開会の辞

(2) 委員紹介

(3) 挨拶

(4) 議事

1) 大阪港港湾計画の軽易な変更について

2) 大阪港臨港地区分区の変更について

(5) 閉会の辞

4. 出席委員

森 隆 行	(流通科学大学教授)
今 西 珠 美	(流通科学大学教授)
神 吉 紀 世 子	(京都大学大学院教授)
安 積 敏 政	(甲南大学特任教授)
善 本 かほり	((有) arec 代表取締役)
高 橋 智 幸	(関西大学教授)
村 井 康 二	(神戸大学大学院准教授)
井 上 欣 三	(神戸大学名誉教授)
寺 戸 月 美	(大阪市会建設消防委員長)
こはら 孝 志	(大阪市会建設消防副委員長)
川 本 清	(公益社団法人大阪港振興協会会長)
溝 江 輝 美	(大阪港運協会会長)
小 嶋 敏 弘	(大阪港湾労働組合協議会議長)
遠 藤 飾	(全日本海員組合大阪支部支部長)
北 村 英 一 郎	(大阪府漁業協同組合連合会理事)
堀 眞 琴	(大阪湾水先区水先人会会長)
代 川 端 清 文	(財務省大阪税関長 中 村 信 行)
代 三 島 理	(国土交通省近畿地方整備局長 池 田 豊 人)
代 吉 田 憲 史	(国土交通省近畿運輸局長 若 林 陽 介)
代 片 野 広 之	(大阪海上保安監部長 中 村 明)
代 戸 田 雅 文	(大阪府都市整備部長 井 出 仁 雄)

5. 審議経過

開 会 15:00

○高橋総務課長 大変お待たせいたしました。本日はご多忙の中、第64回大阪市港湾審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は本日の司会進行役を務めます大阪市港湾局総務課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

現在、委員総数28名中21名の方のご出席をいただいております。大阪市港湾審議会条例第5条に定めます定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを報告いたします。

それでは、ただいまより第64回大阪市港湾審議会を開催いたします。以後、着席して進行いたします。

まず、皆様方をお願いでございます。携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないよう、ご協力をお願いいたします。本審議会は大阪市港湾審議会公開基準に基づき、公開といたします。また、本日の審議会の議事内容につきましては、後日、本市のホームページで公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に委員の方々をご紹介いたします。

流通科学大学教授、森委員でございます。

○森会長 森でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 神戸大学大学院准教授、村井委員でございます。

○村井委員 村井でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 神戸大学名誉教授、井上委員でございます。

○井上委員 井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 有限会社arec代表取締役、善本委員でございます。

○善本委員 善本です。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 甲南大学特任教授、安積委員でございます。

○安積委員 安積でございます。よろしくお願いいたします。

- 高橋総務課長 流通科学大学教授、今西委員でございます。
- 今西委員 今西でございます。よろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 京都大学大学院教授、神吉委員でございます。
- 神吉委員 神吉です。よろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 関西大学教授、高橋委員でございます。
- 高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 大阪港運協会会長、溝江委員でございます。
- 溝江委員 溝江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 大阪市会建設消防委員長、寺戸委員でございます。
- 寺戸委員 寺戸でございます。よろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 大阪市会建設消防副委員長、こはら委員でございます。
- こはら委員 どうぞよろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 全日本海員組合大阪支部支部長、遠藤委員でございます。
- 遠藤委員 遠藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 大阪湾水先区水先人会会長、堀委員でございます。
- 堀委員 堀です。よろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 大阪港振興協会会長、川本委員でございます。
- 川本委員 川本でございます。よろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 大阪港湾労働組合協議会議長、小嶋委員でございます。
- 小嶋委員 小嶋です。よろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 大阪府漁業協同組合連合会理事、北村委員でございます。
- 北村委員 北村です。よろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 財務省大阪税関長、中村委員の代理といたしまして、大阪税関総務部企画調整室長、川端様にご出席をいただいております。
- 川端委員代理 川端です。よろしくお願いいたします。
- 高橋総務課長 国土交通省近畿地方整備局長、池田委員の代理といたしまして、近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長、三島様にご出席をいただいております。

○三島委員代理 三島です。よろしくお願いたします。

○高橋総務課長 国土交通省近畿運輸局長、若林委員の代理といたしまして、近畿運輸局海事振興部長、吉田様にご出席をいただいております。

○吉田委員代理 吉田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○高橋総務課長 大阪海上保安監部長、中村委員の代理といたしまして、大阪海上保安監部次長、片野様にご出席をいただいております。

○片野委員代理 片野です。よろしくお願いたします。

○高橋総務課長 大阪府都市整備部長、井出委員の代理といたしまして、大阪府港湾局計画調整課長、戸田様にご出席をいただいております。

○戸田委員代理 戸田でございます。よろしくお願いたします。

○高橋総務課長 なお、紅谷委員、嘉名委員、黒坂委員、奥野委員、宮城委員、小野委員、学頭委員につきましては、本日は所用により残念ながらご欠席でございます。委員の方々の紹介につきましては、以上でございます。

次に、第 64 回大阪市港湾審議会の開催に当たりまして、大阪市港湾局長の藪内より御挨拶申し上げます。

○藪内港湾局長 港湾局長の藪内でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第 64 回の大阪市港湾審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素から大阪市の港湾行政につきまして、多大なるご協力を賜り、深くお礼申し上げます。

最初に大阪港の近況についてですが、まず港勢につきましては、2016 年外貿コンテナ取扱量は約 195 万 TEU となりまして、2 年連続 200 万 TEU を割り込むという結果になりました。2017 年 1 月から 2 月までの取扱量は、前年比プラス 3% とやや上向いており、また 3 月の取扱量も前年より増加しております。今年度は期待しているところでございます。また、本年 1 月 31 日にフェリーさんふらわあの大阪－志布志航路が、利用ターミナルを南港かもめフェリーターミナルから、南港コスモフェリーターミナルへ移転いたしました。また、2 月 1 日には、夢洲の C12 岸壁延伸部の岸壁部分、延長 250 m が供用開始となりまして、総延長 1350m の西日本最長のコンテナバースとなり、運用を開始したところでございます。引き続き、国土交通省の力をお借りしまして、当該岸壁背後のヤード整備等を進めているところでございます。

また、2025年日本万国博覧会につきまして、国を挙げて夢洲への誘致を目指すこととなりました。万博は新たな観光や産業のイノベーションへの期待など、関西経済の活性化につながるとともに、大阪の魅力を全世界に発信できる絶好の機会になるなど、非常に大きな経済効果が期待できるものでございまして、湾岸部の活性化にも大いに寄与すると考えております。港湾局といたしましても、積極的に取り組んでまいりますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

1868年、慶應4年7月15日に開港いたしました大阪港は、今年開港150年を迎えます。この記念すべき年を広く市民の皆様方や、港湾関係者の皆様方とお祝いするとともに、大阪港への愛着を深め、また大阪港の港勢伸長や将来を見据えての大阪港の魅力、役割を再認識する機会といたしたいと考えております。記念式典やシンポジウム、姉妹港やアジア諸港との国際会議など、さまざまなイベントなどを大阪港開港150年記念事業として開催してまいりますので、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

特に7月14日の記念式典には、後日ご案内いたしますが、審議会委員の皆様方のご出席も賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、本日ご審議いただく事項は2件ございます。1つ目は、港区天保山の旅客施設用地を対象にPFI事業を港湾計画に位置づける港湾計画の軽易な変更。2つ目は、臨港地区分区の変更でございます。限られた時間ではございますが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○高橋総務課長　それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料を確認したいと思います。まず、次第でございます。順に確認をお願いいたします。大阪市港湾審議会委員名簿でございます。本日の座席表でございます。右肩に資料1とございます「大阪港港湾計画書(案)」でございます。同じく資料2としまして「大阪港港湾計画資料(案)」。資料3としまして「大阪港港湾計画の軽易な変更(案)～説明資料～」でございます。資料4といたしまして「大阪港臨港地区分区の変更(案)」。資料5としまして「大阪港臨港地区 分区変更(案)～説明資料～」でございます。

また、本日の参考資料といたしまして「大阪市港湾審議会条例」、「大阪市港湾審議会運営要綱」、「PORT of OSAKA」、「大阪港案内」、「大阪港臨港地区分区図」でございます。資料は以上でございます。お手元の資料に不足等はないでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようでございますので、それでは以降の議事進行につきましては、森会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○森会長 森です。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、本審議会運営要綱第8条の規定によりまして、本日の議事録署名者を指名いたします。本日の議事録署名につきましては、今西委員と中村委員代理出席の片野様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の審議案件は港湾法第3条の3に基づき、平成29年4月12日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、大阪港港湾計画の軽易な変更及び大阪港臨港地区区分の変更の2件でございます。

審議に当たり、1件目の大阪港港湾計画の軽易な変更について、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○田邊計画課長 大阪市港湾局計画課長の田邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大阪港港湾計画の軽易な変更につきまして、お手元の資料3「大阪港港湾計画の軽易な変更（案）～説明資料～」に沿って、ご説明したいと思います。それでは、着席してご説明いたします。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。今回の変更にかかります箇所でございますが、港湾計画上の地区名で申しあげますと港地区の中央埠頭でございまして、右側の写真にございますようにクルーズ客船を受け入れるための天保山客船ターミナルとその前面の岸壁のエプロン部分でございます。これが今回の変更対象箇所でございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目。今回の変更に関わります背景でございます。平成24年に策定した大阪都市魅力創造戦略におきまして、大阪港ではクルーズ客船の母港化、すなわち大阪港を起点にクルーズに出港し帰港する乗換え港にするということを目指すというふうに掲げられております。また、東アジアではクルーズ市場の急速な拡大とクルーズ客船の大型化というものも進展、進みつつあるという状況にあります。それと、現在の客船ターミナルでございますけれども、昭和44年に貨物上屋として建築されたものを、昭和58年に改修をいたしまして、現在の客船ターミナルとなっております。現在のところは老朽化も進んでいるということと、大型の客船を受け入れるためのスペースとしては狭隘になっているということ、また、バリアフリー等への対応もできていないということ、そんな状況となっております。その下の表は2009年から2016年までの大阪港に寄港いたしましたクルーズ客船の隻数と、乗降客数を表でまとめております。乗降客数で申しあげますと、2009年の2万8743人から昨年6万966人と倍増しているところでございます。クルーズ客船につきましては、少し

ずつではございますけれども、大型化が進んでいるという、そんな状況でございます。また、本年 2017 年でございますけれども、スタークルーズが運航されております客船スーパースターヴァーゴが約 20 回大阪港に寄港するという予定にもなっておりまして、年間の寄港隻数で申し上げましても、過去の実績に対して倍増するという見込みになっております。クルーズ客船の母港化に向けましては、こういった背景からスムーズな入出国手続が行われるということと、バリアフリーに対応した客船ターミナルの整備が急務ということになっております。

ページをめくっていただきまして、3 ページ目でございます。こういった背景を踏まえまして、課題でございますが、背景の部分でもご説明いたしましたように、客船ターミナルに関しましては、スムーズな入出国手続が可能なターミナルスペースの確保、それからバリアフリーへの対応ということが課題となっております。また、客船ターミナルを整備するに際しまして要する工費の縮減というものも大きな課題ということになっております。この間、整備に要します公共の負担を軽減するため、民間活力導入の可能性について検討調査をしてきております。その結果、P F I 手法を用いた客船ターミナルの整備・運用の可能性というものが明らかになっております。本市自らが実施したときと比べまして、P F I 方式により実施したときのほうが公共の負担が軽減できるなど、効果的かつ効率的に事業が実施できるというふうに判断をしておりまして、P F I 手法によりまして現在の客船ターミナルの整備、それから運用を進めていくこととしております。

ページめくっていただきまして、4 ページ目でございます。今回の P F I 事業で前提にしております内容でございますけれども、いわゆる B T O 方式という方法でございます。ターミナルの下層階に本市所有のターミナル施設、それから上層階には民間所有の独立採算施設を民間事業者によって整備維持管理をしていくというものでございます。事業期間は 30 年というふうに想定しておりまして、この民間所有の独立採算施設につきましては、事業期間終了後に無償で本市に譲渡するという内容でございます。

ページめくっていただきまして、5 ページ目でございます。今回の諮問事項、港湾計画の変更内容でございますけれども、こういったクルーズ需要の増大に対応するため、また港湾空間の効率的な利用の促進を図るため、客船ターミナルの整備につきまして、民間企業の経営能力を活用できるように措置するというのを計画するために、港湾の効率的な運営に関する事項の変更といたしまして、効率的な運営を特に促進する区域（P F I 事業）を定めるというものでございます。この港湾の効率的な運営に関する事項と申しますのは、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第 14 条の 2 におきまし

て、民間の能力を活用した港湾の運営、その他港湾の効率的な運営に関する取り組み及びこれを実施する区域を、港湾の効率的な運営に関する事項として港湾計画に定めるとされているものでございまして、今回天保山客船ターミナルで実施予定のPFI事業を港湾計画に位置づけるべく、事業の実施区域を効率的な運営を特に促進する区域として定めるものでございます。

具体的には、ページめくっていただきまして6ページ目でございます。冒頭でも申しあげましたように、天保山の客船ターミナル部分、それから前面の岸壁エプロン部分、面積で申しあげますと約1haでございますけれども、このエリアを「効率的な運営を特に促進する区域（PFI事業）」として定めるというものでございます。

最後に7ページ目、今後の予定でございますけれども、本日審議会に諮問させていただいて答申をいただいた後、国土交通大臣への送付、それから港湾計画の概要の公示ということになっております。また、客船ターミナルの整備に関しましては、今年6月に入札公告、それから10月に入札、11月に落札者の決定、来年3月に事業契約の締結といった流れを予定しているところでございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森会長 はい。どうもありがとうございました。それでは、引き続き2件目も続けて説明をお願いしたいと思います。2件目の大阪港臨港地区区分の変更について、港湾管理者より説明のほうをお願いいたします。

○上溝開発調整課長 2つ目の諮問事項でございます大阪港臨港地区区分の変更についてご説明いたします。座って説明いたします。

資料といたしましては、お手元の資料4と5になります。資料4が諮問事項でございます区分変更の案になりますけれども、資料5の説明資料に沿ってご説明差し上げたいと思います。

お手元の資料5の1ページ目をごらんいただけますでしょうか。本題に入ります前に臨港地区の概要について、簡単にご説明いたします。臨港地区は都市計画法に定める地域地区の1つとして、港湾の管理の運営を円滑に行うため、水域である港湾区域に隣接する陸域を指定するものでございまして、港湾区域と一体となった土地利用を行い、港湾機能の増進、水際線の有効利用等を図ることを目的として定めております。また、臨港地区の区域内におきましては、港湾の多様な機能も十分に発揮させるとともに、目的の異なる構築物が無秩序に混在することを防ぐために、臨港地区を機能別に区分いたしまして、港湾法に基づき分区を指定しております。大阪港の臨港地区におきましては、商港区、特殊物資港区、

工業港区、保安港区、マリーナ港区、修景厚生港区の6つの分区と、分区を指定しない区域、いわゆる無分区で構成されております。

分区内における建築物等の用途につきましては、建築基準法の規定が適用されず、「大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」、この条例におきまして、分区ごとに建設可能な用途を定めることによりまして、用途規制を行っております。

なお、大阪港の分区の指定状況につきましては、参考資料としてA4のカラーの資料をおつけしております。そちらのほうをご参照いただけますでしょうか。

それでは、今回の臨港地区分区の変更についてご説明いたします。資料の2ページでございます。今回ご審議いただく分区の変更につきましては2カ所でございます。まずは港区築港3丁目11番街区の一部で、先ほどご説明がありました天保山客船ターミナルが立地している区域でございます。天保山客船ターミナルの整備につきましては、先ほどの説明にもありましたようにPFI手法を導入いたしまして、PFI事業者による独立採算施設をターミナルに併設したいと考えておりますが、この位置は商港区に指定しておりまして、建設できる独立採算施設は限定的となっております。また、当該地が商港区である一方、西側の隣接しておりますエリア、こちらにつきましては、修景厚生港区に指定されており、海遊館や天保山マーケットプレースなどの集客施設が立地している状況でございます。こうした状況を踏まえまして、客船ターミナルの整備に当たり、ホテルや飲食店などの商業施設の整備を可能とするいたしますとともに、西側隣接地に立地する施設と一体となった集客拠点を形成するため、現在の商港区から修景厚生港区に変更を行ってまいりたいと考えております。

資料の3ページにはご参考といたしまして、商港区から修景厚生港区への変更によりまして、建設の可否が変更される物、それから両方の分区で建設可能な物、そちらもお示ししております。例示的になりますけれども、今回の変更によりまして、ホテルや飲食店、物品販売店などの商業施設が建設可能となります。

次に資料4ページをごらんいただけますでしょうか。2つ目の分区を変更するエリアでございます。住之江区南港南1丁目2番街区でございます。当該地は昭和51年から商港区に指定をされておりますが、水際線を使って荷揚げを行う事業者がいなくなっているということなどから、物流に加えて加工や製造を行う施設も立地が可能となることによって、有効な土地利用が図ることができると考えております。こうした土地利用の状況や、都市計画の用途地域では工業専用地域に指定されているということな

どを踏まえまして、今後効果的な土地利用が可能となるよう、工業港区への変更を行うものでございます。なお、この分区の変更によりまして、条例に適合しない既存不適格になる建築物等の当該地内での立地はございません。また、今回の変更案について当該地の事業者にはヒアリングを実施いたしましたところ、反対意見はなく、工業的な土地利用に賛成する意見をお聞きしております。

次に資料5ページでございますけれども、先ほどと同じように商港区から今度は工業港区への変更によりまして、建設可能となる建築物、その他の構築物を記載しております。今回の変更によりまして、工場等の建設が可能となる一方、旅客施設やホテルなどの施設が建設できなくなるということになります。

次に資料6ページでございます。左の表は今回の分区の2つの変更によりまして、各港区の面積がどうなるかをお示ししております。分区を変更することによりまして、商港区が現行の858.7haから13.3ha減少いたしまして、845.4ha。工業港区が807.9haから12.9ha増加いたしまして、820.8ha。修景厚生港区が156.5haから0.4ha増加いたしまして、156.9haとなります。臨港地区全体の面積といたしましては、1979.1haで変更はございません。

最後に7ページでございます。今回の分区の変更につきまして、平成29年2月24日から3月23日の間、広く市民の方々のご意見を頂戴するパブリック・コメントを実施いたしました。お寄せいただいたご意見につきましては2件ございまして、いずれも2つ目の案件でございます住之江区南港南の案件につきまして、ご意見をいただいております。意見の要旨としましては、工業港区への変更により、活用用途が広がるので、大変好ましいというもの。それから、鋼材商店の方々は、工業化を望んでいると。有効な土地利用ができるよう、今回の工業港区への変更を期待しているというものでございまして、いずれも分区の変更賛成のご意見でございました。

なお、意見等を反映して修正した箇所はございません。分区の変更の手续としましては、本日ご議論いただきまして、分区の変更の答申をいただき次第、告示を行う予定としております。説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いします。

○森会長 はい。どうもありがとうございました。それでは質疑に入ります前に、この件につきましては、5月2日に本審議会幹事会を開催しておりますので、その結果について大阪市港湾局の田中計画整備部長から報告をお願いしたいと思います。

○田中計画整備部長 田中でございます。去る5月2日、大阪市港湾局会議室におきまして、大阪市

港湾審議会幹事会を開催いたしました。本日の審議会でご審議いただきます大阪港港湾計画の軽易な変更及び大阪港臨港地区分区の変更の両案につきましては、特段の異議なしという結論を得ております。以上、ご報告申し上げます。

○森会長 はい。ありがとうございました。それでは、ただいまの議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。2件ありますので、両方まとめて質疑応答にしたいと思います。どなたでも結構です。いかがでしょうか。

○高橋委員 確認だけ。資料5の4ページの説明のところでは、商港区から工業港区への変更によって既存不適格となる建物はないということですが、ページ戻ってもらって2ページ目、商港区から修景厚生港区へ変更するということでは、同じような既存不適格となる建築物等は存在しないという文章がないのですが、ここはそういった物はないということよろしいのでしょうか。

○森会長 事務局のほうでお願いできますか。

○上溝開発調整課長 1件目の案件につきましては、建物が建っているのがターミナルだけとなっております。既存不適格になる物はございません。

○高橋委員 じゃ、それで気になるような物はないということですね。

○上溝開発調整課長 はい。

○高橋委員 わかりました。

○森会長 はい。ありがとうございます。では、ほかはいかがでしょう。どなたでも。はい、お願いします。

○川本委員 この案件に関しまして、全然質問とかではなくて要望でございます。非常に結構なことで、どんどん進めていただきたいと思うのですが、私は振興協会の会長として少しだけ要望をいたします。私ども、この客船の受け入れ業務を港湾局から受託しておりまして、客船が着いたときにお客様の両替でございますとか、インフォメーションの業務を受託しております。

最近でございますけれども、船が1日早く着いたことがございまして、本来の予定どおりでございますと、バスが来て、お客様をどんどん京都、奈良、難波のほうへ運ぶわけでございます。しかし、当日はバスが段取りできなくて、お客様はご自分で地下鉄に乗って道頓堀へ行ってラーメンを食べたりとか、黒門市場に行きたいということで、非常に両替が混雑をきわめたわけでございます。当日は当協会も地元企業さんの新入社員へのガイダンスなどの業務を請け負っておりまして人が少なかったものですから、

私も両替のほうに参加いたしました。非常に混雑をきわめたわけですが、ただ建物などの利用も非常に限られておまして、インフォメーションの場所でお客様が地図を広げて、行く先を作戰会議するとかいう場所が非常になくて、困られていたわけですが。今度PFI事業でされるのはいいのですが、そのときに例えばお客様の入国管理、大阪港では入国管理を実際は、もう前の港で行われますので、CIQの場所とかが空く可能性があるのです。その場所を例えばお客様の休憩であるとか、そういう場所に臨機応変に使えるようにしてほしいというのが1つの要望でございまして、規則にのっとりて杓子定規にやるのではなくて、臨機応変にやっていただきたい。

そう申しますのは、私、九州のほう、博多のほうへ行ったときに、船が着いてないときにはフットサルもできるぐらいのスペースが空いておるわけです。そういう船が着かないときには、地元住民の方にも利用していただけるように、あるいは船が着いているときに、もうCIQの手続とかは事前の港で行われてきたという場合は、その場所を船員の方々にいろんなイベントであるとか、歓談休憩していただける場所であるとか、そういうふうに目的外の利用もできるようなことをやって、客船のお客様のそういう利用の要望実態にあったような運用も考えて、この事業全体を進めていっていただきたいというお願いでございまして。以上でございます。

○森会長 はい。ありがとうございます。今のは要望なのですが、現在の要望ですか。

○川本委員 いえいえ。新しい客船ターミナルを建てるに当たってのです。

○森会長 PFIで新しい物ができたときということですね。

○川本委員 できたときも、その建物を建てる仕様とか運用についてです。

○森会長 それは民間企業が最終的にやることになるわけですね、PFIですから。そのときに市のほうから要望として、民間企業に対してこういうふうに来てくれという要望を出してくれということですか。

○川本委員 ただ、1階2階は市の施設としてお持ちになるので、市が管理されます。1階2階のCIQとかそういうスペースは。

○森会長 なるほど。

○川本委員 だから、市の管理ですから、市の権限で何でもできるわけです。上のホテルはそういうわけにはいかないでしょうが。収益施設はそういうわけにはいきませんがともいうことでございます。

○森会長 じゃ、要望ということで、事務局のほうにご検討いただくということで。ほかにはいかが

でしょうか。

○高橋委員 資料3のほうで、クルーズ客船は大型化するし、どんどん大阪港に来てもらうということを頑張らなきゃいけないと思っているのですが、今この資料を見ると、出入国手続、スペース不足による混雑ということなのですが、そういったスペースを広くしていくためにPFI手法を活用するというのはわかりますが、結局そこで混雑するというのは、スペースも足りないのだろうけども、混雑するというのは要するにイミグレーションの手続が滞っているから混雑するような気がします。スペースを広くしたら、皆さんは待ちやすくなるかもしれないけど、結局イミグレーションの手続が同じだったら、待つのは同じですよ。あまりストレスの軽減にならないような気がするのですが、ここで言っているのはスペースを広くしたりとかというように、要するに民間企業ができる範囲でとどめていて、もちろんイミグレーションというのは民間企業には任せられないと思いますので、そういったことまでは手は出さないということなのですか。それとも、このPFIではそこまで踏み込んで、運営ですので、そういったほんとの公的なサービスまでを民間PFIでやっていこうという考えなのでしょうか。

○森会長 はい。お願いします。

○田中計画整備部長 計画整備部長の田中でございます。今のご質問の件ですが、先ほどのご質問も絡めてなのですが、私どもがPFIでやろうとしているのは、私どもで責任を持って運営するターミナル部分、今2階建てなのですが、より面積を広げた形で使いやすくしようと思っています。それにあわせて、当然今ご質問のあったとおり、CIQをスムーズに行う必要があるというのは当然でございますので、それは税関等とも話をいたしまして、現状では昨年寄港した約17万トン客船が最大なのですが、このクラスの船が来ても90分程度でスムーズに手続きができるようにソフトもハードも両方やらせていただくというふうに考えております。

それと、先ほどの川本委員からのお話にもあったのですが、海外から初めて来る港として大阪は少し遠いというのがありますが、現実には先ほど計画課長が説明しましたが、2017年はスーパースターヴァーゴが約20隻、上海から入ってまいります。それは上海から次は大阪に着くという場合がございますので、その船は乗客定員が約2000人なのですが、2000人のCIQの需要がもう現実でございます。今年の寄港回数は去年から倍増する見込みですので、そういった形のものにも十分対応できるものを、そのターミナル部分は私どもが責任を持って取り組み、上の附帯施設は民間の方が効率的に運営していただくという形のPFIを発注しようというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○森会長　　そうしますと、全部ということではないわけですね。今言われたような1階2階部分は、市が今までどおり運営するというようなことですね。ご質問のほうはよろしいですか。

○高橋委員　　わかりました、はい。

○田中計画整備部長　　はい。ただ、PFI事業のうちBTO方式という形ですので、民間企業に我々が資金をお支払いして建てていただいて、ターミナル部分の資金は大阪市で出すと。上の民間の施設は民間で自由にやっていただくと。それは今のニーズではホテルとか、商業施設というのがございます。そういう形で一体的に整備しますが、運営は大阪市がするという形のPFIでございます。

○森会長　　わかりました。ほかにはいかがでしょうか。ご質問はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○善本委員　　ちょっと形式的な質問になるのですが、資料1と資料2で、資料1の2ページと資料2の2ページを見せていただきますと、資料1のほうでは効率的な運営を特に促進する区域として、港地区中央埠頭と右側に地図をつけていただいて、埠頭用地1haとなっておりますが、資料2のほうを見ますと、港地区と埠頭用地、合わせて約1.1haという書き方になっています。これは港地区に関しては、残りの約0.1haになりますよという理解でよろしいのでしょうか。

○森会長　　事務局のほう、ご説明をお願いします。

○田邊計画課長　　計画課長の田邊でございます。計画書のほうに書いております1haですが、これは小数点以下を丸めて表示しております。資料2の計画資料のほうは小数点以下まで数字を表示しているというところでございます。したがって、意味合い的には同じものでございます。

○善本委員　　はい、わかりました。

○森会長　　よろしいですか。

○善本委員　　はい。ということは1.1haということで。

○森会長　　はい。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見ご質問も出尽くしたようですので、答申についてお諮りしたいと思います。

本日の議案であります大阪港港湾計画の軽易な変更及び大阪港臨港地区分区の変更について、原案のとおり適当であると答申を行うことで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森会長　　はい。ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、原案のとおり適当であるという答申を行うことといたします。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了いたします。それでは、進行のほうを事務局にお返しいたします。

○高橋総務課長　はい。ありがとうございます。それでは、これもちまして、第64回大阪市港湾審議会を終了いたします。本日はご多忙のところ、ご出席を賜りましてありがとうございました。

閉 会　15：43

大阪市港湾審議会 会長 森 隆 行 印

大阪市港湾審議会 委員 今 西 珠 美 印

大阪市港湾審議会 委員 代 片 野 広 之 印

付属資料

1. 諮問書

大 港 湾 第 76 号

平成 29 年 4 月 12 日

大阪市港湾審議会

会長 森 隆行 様

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 吉村 洋文

大阪港港湾計画「軽易な変更」について（諮問）

標題について、港湾法第3条の3第3項の規定に基づき、別紙の内容について審議会の意見を求めます。

※ 別紙 「大阪港港湾計画書（案）」及び「大阪港港湾計画資料（案）」については省略

大 港 湾 第 67 号

平成 29 年 4 月 12 日

大阪市港湾審議会

会長 森 隆行 様

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 吉村 洋文

大阪港臨港地区分区の変更について（諮問）

標題について、別添「大阪港臨港地区分区の変更（案）」の内容について審議会の意見を求めます。

※ 別添 「大阪港臨港地区分区の変更（案）」については省略

2. 答申書

大 港 湾 審 第 3 号

平成 29 年 5 月 11 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市港湾審議会

会長 森 隆行

大阪港港湾計画 - 軽易な変更 - 及び大阪港臨港地区分区の変更について (答申)

平成 29 年 4 月 12 日付け、大港湾第 76 号、及び平成 29 年 4 月 12 日付け、大港湾第 67 号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。